

令和8年度 政治資金監査に関する研修（登録時研修）について

1 研修の対象者

政治資金規正法第 19 条の 18 第 1 項の規定による登録政治資金監査人のうち、同法第 19 条の 27 第 1 項に規定する研修（登録時研修）を修了していない者

【注意】

- 政治資金規正法の規定により、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うためには、この研修を修了しなければなりません。
- この研修を修了していない登録政治資金監査人におかれては、研修を受講していただきますようお願いいたします。
- 各士業団体が実施する政治資金監査制度に関する研修等は、この研修とは異なるので注意してください。

2 受講方式及び日程

- 集合研修：政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修。詳細は別紙 1 のとおり。
- 個別研修：政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の研修受講者に対して実施する研修。詳細は別紙 2 のとおり。
- リモート研修：政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修。詳細は別紙 3 - 1 のとおり。

3 研修内容

登録政治資金監査人として必要な専門的知識（「政治資金規正法の概要等」、「政治資金監査マニュアルの説明」）

4 研修手数料

6 千円（別途収入印紙で納付していただきます。）

5 申込の方法

右の研修申込用 QR コードを読み込み、申込フォームに必要事項（氏名、登録番号、受講希望日時等）を記入し、送信してください。詳細について、別紙 4 をご確認ください。

申込フォームは研修の受講方式により異なりますので、お間違えないようにお申し込みください。



[研修申込画面はこちら](#)

※インターネットによる申込が難しい場合は、当委員会ホームページに掲載の「政治資金監査に関する研修事前申込書」に必要事項を記入の上、申込期限までに、当委員会事務局宛てに電子メールでお申し込みください。

※研修単位等の認定に必要な情報の土業団体への提供については、別紙5をご確認ください。

[問い合わせ先]

総務省 政治資金適正化委員会

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

TEL：03-5253-5598（直通）

Email：tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）内「政治資金適正化委員会」で検索してください。

登録時研修(集合研修方式)の日程について

| 実施日時 | 開催地 | 集合研修 | | 定員 | 申込期限 |
|----------------------|-------|--|--|-------|-----------|
| | | 会場 | | | |
| 6月10日(水)13:00～16:30 | 東京都 | 全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 2階 | | 約200名 | 5月20日(水) |
| 6月17日(水)13:00～16:30 | 名古屋市 | TKPガーデンシティPREMIUM名古屋新幹線口(バンケットルーム4A) 愛知県名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル4階 | | 約90名 | 5月27日(水) |
| 6月26日(金)13:00～16:30 | 仙台市 | TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口(カンファレンスルーム7E) 宮城県仙台市青葉区花京院1-2-15ソララプラザ7階 | | 約60名 | 6月5日(金) |
| 7月3日(金)9:00～12:30 | 広島市 | TKPガーデンシティPREMIUM広島駅前(カンファレンスルーム3B) 広島県広島市南区大須賀町13-9 ベルビュオフィスを広島 | | 約50名 | 6月12日(金) |
| 7月8日(水)13:00～16:30 | 東京都 | 全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 2階 | | 約200名 | 6月17日(水) |
| 7月17日(金)13:00～16:30 | 大阪市 | CIVI研修センター新大阪東(E705) 大阪府大阪市東淀川区東中島1-19-4 LUCID SQUARE SHIN-OSAKA 7階 | | 約90名 | 6月26日(金) |
| 7月24日(金)13:00～16:30 | 横浜市 | TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口(カンファレンスルーム6D) 神奈川県横浜市西区南幸2-19-9 TKP横浜ビル | | 約90名 | 7月3日(金) |
| 8月7日(金)9:00～12:30 | 札幌市 | TKP札幌駅カンファレンスセンター(カンファレンスルーム2D) 北海道札幌市北区北7条西2-9 ベルビュオフィス札幌 2階 | | 約50名 | 7月17日(金) |
| 8月21日(金)13:00～16:30 | さいたま市 | TKP大宮駅西口カンファレンスセンター(ホール6A) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-8-1 ベルビュオフィス大宮6階 | | 約90名 | 7月31日(金) |
| 8月28日(金)9:00～12:30 | 高松市 | サン・イレブン高松(3F会議室) 香川県高松市松福町2丁目15-24 | | 約50名 | 8月7日(金) |
| 9月3日(木)13:00～16:30 | 東京都 | 全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館2階 | | 約200名 | 8月13日(木) |
| 9月11日(金)13:00～16:30 | 京都市 | 京都ガーデンパレス(中宴会場 鞍馬) 京都府京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605 | | 約70名 | 8月21日(金) |
| 9月17日(木)13:00～16:30 | 東京都 | 全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館2階 | | 約200名 | 8月27日(木) |
| 10月2日(金)13:00～16:30 | 千葉市 | TKP千葉駅東口ビジネスセンター(カンファレンスルーム3A) 千葉県千葉市中央区新町1-20江澤ビル3階 | | 約90名 | 9月11日(金) |
| 10月9日(金)9:00～12:30 | 那覇市 | 沖縄県市町村自治会館(202～203会議室) 沖縄県那覇市旭町116-37 | | 約50名 | 9月18日(金) |
| 10月15日(木)13:00～16:30 | 金沢市 | TKPガーデンシティPREMIUM金沢駅西口(カンファレンスルーム3E) 石川県金沢市広岡2-13-33 JR金沢駅西第三NKビル3階 | | 約50名 | 9月24日(木) |
| 10月23日(金)9:00～12:30 | 札幌市 | TKP札幌駅カンファレンスセンター(カンファレンスルーム2A) 北海道札幌市北区北7条西2-9 ベルビュオフィス札幌 2階 | | 約50名 | 10月2日(金) |
| 10月29日(木)13:00～16:30 | 静岡市 | TKP静岡駅ビルパルシェカンファレンスセンター(第1会議室) 静岡県静岡市葵区黒金町49番地パルシェ本館7階 | | 約50名 | 10月8日(木) |
| 11月5日(木)13:00～16:30 | 熊本市 | TKP熊本カンファレンスセンター(あさがお) 熊本県熊本市中央区花畑町4-7朝日新聞第一生命ビル9階 | | 約50名 | 10月15日(木) |
| 11月6日(金)9:00～12:30 | 福岡市 | TKPガーデンシティ博多新幹線口(3-A) 福岡県福岡市博多区博多駅中央街5-14 福さ屋本社ビル3階 | | 約70名 | 10月16日(金) |
| 11月13日(金)13:00～16:30 | 横浜市 | TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口(カンファレンスルーム6D) 神奈川県横浜市西区南幸2-19-9 TKP横浜ビル | | 約90名 | 10月23日(金) |
| 11月20日(金)13:00～16:30 | 仙台市 | TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口(カンファレンスルーム7E) 宮城県仙台市青葉区花京院1-2-15ソララプラザ7階 | | 約60名 | 10月30日(金) |
| 11月27日(金)13:00～16:30 | 大阪市 | CIVI研修センター新大阪東(E705) 大阪府大阪市東淀川区東中島1-19-4 LUCID SQUARE SHIN-OSAKA 7階 | | 約90名 | 11月6日(金) |
| 12月4日(金)13:00～16:30 | 東京都 | 全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 2階 | | 約200名 | 11月13日(金) |
| 12月8日(火)13:00～16:30 | 名古屋市 | 安保ホール(301号室) 愛知県名古屋市中村区名駅3-15-9 安保ホール3階 | | 約90名 | 11月17日(火) |
| 12月14日(月)13:00～16:30 | さいたま市 | TKP大宮駅西口カンファレンスセンター(ホール6A) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-8-1 ベルビュオフィス大宮6階 | | 約90名 | 11月20日(金) |
| 3月17日(水)13:00～16:30 | 東京都 | 全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館2階 | | 約200名 | 2月24日(水) |
| 3月19日(金)13:00～16:30 | 大阪市 | CIVI研修センター新大阪東(E705) 大阪府大阪市東淀川区東中島1-19-4 LUCID SQUARE SHIN-OSAKA 7階 | | 約90名 | 2月26日(金) |
| 3月24日(水)13:00～16:30 | 東京都 | 全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館2階 | | 約200名 | 3月3日(水) |
| 3月26日(金)9:00～12:30 | 福岡市 | TKPガーデンシティ博多新幹線口(3-A) 福岡県福岡市博多区博多駅中央街5-14 福さ屋本社ビル3階 | | 約70名 | 3月5日(金) |

(※) 集合研修における登録時研修は、新制度研修と併せて開催されます。定員は、新制度研修受講者数との合計です。

(※) 上記研修のほか、5人以上の登録政治資金監査人が研修の実施を要望する場合は、当該要望に応じて研修を実施する場合があります。

詳しくは当委員会ホームページ掲載の「政治資金適正化委員会が実施する研修の実施要望の受付について」をご参照ください。

(※) 定員に達した場合には、申込期限に到達していても受付を締め切らせていただきます。

登録時研修（個別研修）の実施について

1 研修日時

平日の午前（10時～13時）または午後（14時～17時）

（注）令和6年改正政治資金規正法の施行に伴う内容は、令和8年6月1日（月）から受講可能となります。

2 研修場所

総務省政治資金適正化委員会事務局内

3 研修の実施方法

集合研修の講義と同内容の資料及び映像・音声データを組み込んだ研修用映像教材をパーソナルコンピュータにてヘッドホンを使用の上、視聴していただきます。

4 研修の申込方法

受講希望日の1週間前までに、申込フォームに必要事項を記入し、送信してください。

なお、ご希望の日時では受講できない場合がありますので、予めご了承ください。

5 研修受講者における受講等の流れ

- ① インターネットによる申込み
- ② 受講受付完了のお知らせを電子メールにて受領
- ③ 次の書類を電子メールにて受領
 - ・研修申込書用紙（研修手数料6千円の台紙）
- ④ 研修申込書（研修手数料6千円の収入印紙を貼付）を研修当日に提出し、引き換えに研修資料を受領
- ⑤ 研修を受講（研修用映像教材を視聴）
- ⑥ 研修修了証書を受領



[研修申込画面はこちら](#)

[問い合わせ先]

総務省政治資金適正化委員会事務局
〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館9階

電話：03-5253-5598（直通）

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

登録時研修（リモート研修）の実施について

1 登録時研修の対象者

政治資金規正法第19条の18第1項の規定による登録を受けた登録政治資金監査人のうち、同法第19条の27第1項の規定による研修（登録時研修）を修了していない者

2 リモート研修の実施方法

業務委託先（株式会社メディア・ゲート・ジャパン）が提供するeラーニングシステムを利用し、登録時研修の対象者のうち受講申込があった者に対し、集合研修及び個別研修の講義と同内容の資料及び映像・音声データを組み込んだ動画をオンデマンド配信する。受講者は、当事務局より指定された受講可能期間内に、自宅等のパソコンを使用し、インターネットを通じて当該eラーニングシステムに自らアクセスの上、動画の視聴等を行う。

3 研修の内容

政治資金監査に関する具体的な指針 等（3時間程度）

4 実施期間等

- ・実施期間：令和8年6月22日（月）～令和9年3月19日（木）
- ・申込期限及び受講可能期間（研修月ごとに先着順受付）

| 研修月 | 申込期限 | 受講可能期間 |
|------|-----------|---------------------|
| 7月期 | 6月1日（月） | 6月22日（月）～7月21日（火） |
| 8月期 | 6月30日（火） | 7月22日（水）～8月20日（木） |
| 9月期 | 7月30日（木） | 8月21日（金）～9月24日（木） |
| 10月期 | 8月31日（月） | 9月25日（金）～10月20日（火） |
| 11月期 | 9月30日（水） | 10月23日（金）～11月20日（金） |
| 12月期 | 11月2日（月） | 11月24日（火）～12月21日（月） |
| 1月期 | 11月30日（月） | 12月22日（火）～1月20日（水） |
| 2月期 | 1月4日（月） | 1月21日（木）～2月22日（月） |
| 3月期 | 2月1日（月） | 2月24日（水）～3月19日（木） |

※7に記載の事前申込みによる受講登録が完了しましたら、その旨を電子メールによりご案内します。その後、研修手数料6千円の収入印紙を貼付した政治資金監査研修申込書を郵送でご提出いただきます（政治資金監査研修申込書の提出期限は別途ご連絡します。）。

※申込みの時期や状況によって、研修月における受講可能期間の初日までに受講登録が完了しない場合があります（その場合、受講登録が完了した日から受講可能となります）。

※研修月ごとに受講者数の定員があり、定員を超過した場合はその月の受講はできません。

※申込期限後であっても各月の定員を超過していない場合には受講が可能な場合がありますので、下記連絡先までお問い合わせください。

5 研修手数料

6千円（受講申込の際、収入印紙により納付していただきます。）

6 受講に必要な機材、環境

- ・パソコン
(OS : Windows10 以上、CPU : Celeron1GHz 以上又は CoreDuo1.66GHz 以上)
- ・上記パソコンで使用できる Web カメラ（内蔵、外付けは問わない）
- ・インターネットに接続できる環境
(回線速度 : 下り 512kbps 以上、上り 256kbps 以上、ブラウザ : Microsoft Edge (最新版)、Firefox (最新版)、Google Chrome (最新版))

7 申込方法

4に記載の各研修月の申込期限までに、右の研修申込用 QR コードを読み込み、申込フォームに必要事項（氏名、登録番号、受講希望日程等）を入力し、送信してください。（詳細については、別紙4をご確認ください）

申込フォームは研修の受講方式により異なりますので、お間違えがないようにお申し込みください。



[研修申込画面はこちら](#)

※インターネットによる申込が難しい場合は、当委員会ホームページに掲載の「政治資金監査に関する研修事前申込書」に必要事項を記入の上、申込期限までに、当委員会事務局宛てに電子メールでお申し込みください。

※研修単位等の認定に必要な情報の土業団体への提供については、別紙5をご確認ください。

8 研修修了証書の交付

研修を修了された方に対しては、当事務局における受講状況の確認後、研修修了証書を郵送します（研修月期の翌月上旬予定。）。

○ リモート研修に係る手続き及び実施の流れは次のとおりです。

| | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 申込期限まで | 研修実施方法のご確認・ <u>申込フォームでの申込</u> |
| ↓ | | |
| 2 | 事務局における研修事前申込書による受講登録後 | 事務局からの「 <u>政治資金監査研修申込書提出依頼</u> 」を受信（メール）し、収入印紙を貼付した政治資金監査研修申込書を事務局へ送付（郵送） |
| ↓ | | |
| 3 | 事務局における政治資金監査研修申込書確認後 | 研修テキスト等の受領（郵送） |
| ↓ | | |
| 4 | 研修受講可能期間前 | 受講に必要な ID 等の受信（メール） |
| ↓ | | |
| 5 | 研修受講可能期間中 | 研修の受講 |
| ↓ | | |
| 6 | 研修受講後 | 研修修了証書の受領（郵送） |

9 受講登録後の受講者への連絡、教材の送付について

- 研修事前申込書による受講登録の完了後、本研修に関する連絡は、「tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp」、「Kansa_kensyu@soumu.go.jp」又は「kansa_kensyu@medigata-japan.com」のメールアドレスから送付しますので、迷惑メール設定や受信拒否設定をしている場合は、受信できるよう設定してください（受講に関する詳細な内容について連絡する予定ですので、必ず受信できるようにしてください。）。
- 教材は、「政治資金監査に関する研修テキスト」及び「政治資金監査関係法令集」を使用します。研修テキスト等は、研修手数料6千円分の収入印紙を貼付した政治資金監査研修申込書のご提出を確認した後、郵送します。

10 研修受講時における顔写真の撮影について

本研修では、適正に研修が受講されていることを確認するため、受講開始時及び動画視聴中、受講者の顔写真をWebカメラにより複数回撮影し、当事務局において受講者及び受講状況を確認します。

本研修に係る個人情報の取り扱いについては、下記11のとおりです。

11 個人情報の取扱いについて

本研修は、総務省政治資金適正化委員会が、業務委託先へ委託し、実施するものです。

本研修を実施するため、当委員会が業務委託先へ提供し又は業務委託先が取得する受講者の個人情報については、別紙3-2「個人情報の取扱いについて」のとおり適切に管理します。取得した受講者の個人情報は本研修以外の目的で使用しません。

なお、本研修の受講希望者は、本研修に係る事前申込みをもって、別紙「個人情報の取扱いについて」に記載の事項に同意したものとします。

研修受講等に関してご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

総務省政治資金適正化委員会事務局

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5598（直通）

Email：tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

個人情報の取扱いについて（登録時研修）

リモート研修の方式により行う政治資金監査に関する研修（以下「研修」という。）は、総務省政治資金適正化委員会（以下「委員会」という。）が、株式会社メディア・ゲート・ジャパン（以下「業務委託先」という。）へ委託し、実施するものです。

研修を実施するため、当委員会が業務委託先へ提供し又は業務委託先が受講者から取得する、受講者の個人情報の取り扱いについては、下記のとおり適切に管理いたします。

| | |
|----------------------------------|---|
| 1. 個人情報の取扱いに関する当委員会及び業務委託先の基本姿勢等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 当委員会は、法令等に則り、適切な保護措置（業務委託先に対する監督等を含む。）を講じ、厳重に管理します。 ○ 当委員会は、研修を実施するため、業務委託先に対し受講者の氏名及び電子メールアドレスを提供します。 ○ 業務委託先は、研修を実施するため、受講者の顔写真を撮影し画像データを保存します。当該画像データは当委員会が閲覧します。 ○ 業務委託先は、当委員会から提供された又は業務委託先が受講者から取得した個人情報について、法令及び総務省との契約に則し、適切な保護措置を講じ、厳重に管理します。 |
| 2. 個人情報の利用目的 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修を実施するために当委員会及び業務委託先が取得した個人情報は、受講者の本人確認、受講者による受講状況の把握、研修実施のために必要な受講者に対する連絡、不具合対応その他研修実施のために必要な作業のために使用します。 |
| 3. 個人情報の利用者の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修を実施するために当委員会及び業務委託先が取得した個人情報は、当委員会及び業務委託先において利用します。なお、契約に基づき、業務委託先が当委員会の承認を受けて再委託を行う場合を除き、当該個人情報を第三者へ提供する予定はありません。 |
| 4. 個人情報の利用終了後の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務委託先が取得し、保存した顔写真の画像データについては、当委員会において受講者の本人確認及び受講者による研修受講が完了したことを確認した後、当委員会が廃棄（業務委託先が保存している画像データの削除）いたします。当該廃棄後、業務委託先に画像データは保存されません。 ○ 当委員会が業務委託先へ提供した受講者の氏名及び電子メールアドレスについても同様です。 ○ 上記のほか、業務委託先は、契約期間終了後、研修実施のために用いたすべての情報、データを廃棄（削除）します。 |
| 5. 個人情報に関するご連絡先 | <p>総務省政治資金適正化委員会事務局 電話：03-5253-5598</p> |

政治資金適正化委員会が実施する研修の 申込方法の変更について

令和8年度以降、政治資金適正化委員会が実施する研修の申込方法として、より便利にご利用いただけるよう、インターネットにより申し込めるようになりました。

<申込方法>

- ①右のQRコードまたは当委員会ホームページから
「政治資金監査に関する研修について」のページを開く。
- ②「インターネットによる申込」から、希望する研修方式名をクリックして、申込フォームを開く。
- ③必要事項を入力し、送信ボタンを押す。
- ④申込フォームに入力したメールアドレスに、受付完了メールが受信できているか確認する（受信できていない場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください）。



[研修申込画面はこちら](#)

※集合研修・リモート研修の場合は、受付完了メールが受信できていれば、ご希望の研修にお申し込みが完了しております。研修日が近づきましたら、研修にかかる詳細な案内をメールでお送りいたします。

※個別研修の場合は、別途、担当者から受講日時等をご連絡しますので、しばらくお待ちください。

ご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



スマートフォン・パソコンから研修の事前申込が可能になりました。

【問い合わせ先】
 総務省政治資金適正化委員会事務局
 〒100-8926
 東京都千代田区霞が関2-1-2
 中央合同庁舎第2号館9階
 電話：03-5253-5598（直通）
 Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

(公認会計士及び税理士のみ)

1 概要

当委員会が実施する登録時研修及び新制度研修（以下「各種研修」という。）は、公認会計士にあつては（集合研修に限り）日本公認会計士協会が会員に対して義務づけている CPD（継続的専門能力開発）の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあつては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する各種研修について、受講者の同意に基づき日本公認会計士協会においては研修単位の認定に必要な情報を当委員会から同協会に提供することで、受講者が同協会に研修単位の認定を申請することなしに、受講者の研修単位として認定していただくことも可能です。

また、日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもって研修受講時間への算入が可能となります。

2 同意方法

各種研修の申込フォームの同意欄に、必要事項を記入します。
(記入例は、以下のとおりです。)

6. 研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について（公認会計士及び税理士のみ）

※詳細は当委員会HP（https://www.soumu.go.jp/main_content/000996266.pdf）に掲載の「研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について（公認会計士及び税理士のみ）」をご確認ください。
※日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもって研修受講時間への算入が可能となります。◇

同意する

同意しない

7. 6.で「同意する」と回答された方で、日本公認会計士協会に対して研修単位の認定に必要な情報を当委員会から提供することを希望される場合は、公認会計士研修登録番号（半角）で記載ください。

123456

8. 6.で「同意する」と回答された方で、日本税理士会連合会に対して研修単位の認定に必要な情報を当委員会から提供することを希望される場合は、税理士登録番号（半角）で記載ください。

78910

①同意する場合、同意するを選択してください。

②同意する場合、士業としての登録番号を記入してください。

3 注意事項

- (1) 同意は、当該申込フォームによってお申込みされた研修のみ有効です。次年度等の研修においても引続き同意される場合には、当該次年度等の研修の申込においても同意するを選択してお申込みください。
- (2) 公認会計士にあつては、集合研修に限り、本制度が利用可能です。リモート研修及び個別研修を受講される場合は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により日本公認会計士協会へ申請することが必要です。

[問い合わせ先]

総務省政治資金適正化委員会事務局

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 9階

電話：03-5253-5598（直通）

E-mail：tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

登録時研修（事前申込）

政治資金監査に関する研修事前申込書

登録政治資金監査人の氏名、連絡先等

| | |
|-----------------|----------|
| 事前申込日（送付日） | 令和 年 月 日 |
| 氏 名 | |
| 登 録 番 号 | |
| 電 子 メール ア ド レ ス | |

※「氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「登録番号」は、登録政治資金監査人証票の「(登録番号)」欄に記載の番号を記載すること。

集合研修の申込記入欄（受講希望日）

| | 研修の実施日 | 研修の実施場所（例：東京都） |
|------|----------|----------------|
| 第1希望 | 令和 年 月 日 | |
| 第2希望 | 令和 年 月 日 | |

個別研修の申込記入欄（受講希望日）

（研修の実施場所：政治資金適正化委員会事務局（東京都千代田区））

| | 研修の実施日 | 研修の時間 |
|------|----------|-------|
| 第1希望 | 令和 年 月 日 | 午前・午後 |
| 第2希望 | 令和 年 月 日 | 午前・午後 |

※「研修の実施日」は、平日（行政機関の休日以外の日）とすること。

※「研修の時間」は、午前（10:00～13:00）又は午後（14:00～17:00）のいずれかを選択すること。

※第2希望まで記入すること。

リモート研修の申込記入欄（受講希望月）

| | 研修の実施月 |
|------|--------|
| 第1希望 | 令和 年 月 |
| 第2希望 | 令和 年 月 |

※「研修の実施月」は、リモート研修の実施案内に記載されるリモート研修の実施期間から、受講を希望する実施月を第2希望まで記入すること（リモート研修の実施月が一の場合は第1希望のみ記入すること）。

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

(公認会計士及び税理士のみ)

当委員会が実施する登録時研修は、公認会計士にあつては(集合研修に限り)日本公認会計士協会が会員に対して義務づけているCPD(継続的専門能力開発)の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあつては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する登録時研修について、(受講者の同意に基づき)日本公認会計士協会においては研修単位等の認定に必要な情報を当委員会から同協会に提供することで、受講者が同協会に研修単位等の認定を申請することなしに、受講者の研修単位として認定していただくことも可能ですので、希望される場合は「同意します。」に☑を入れてください。同協会への個別研修及びリモート研修の研修単位等の認定申請は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により行うことが必要です。

また、日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもってのみ研修受講時間への算入が可能となりますので、当該算入を希望される場合は「同意します。」に☑を入れてください。

つきましては、該当する□に☑を入れてください。

私(申込人)は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報(氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日)を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、

同意します。(日本公認会計士協会 日本税理士会連合会)

(同意する場合、どちらの会に提供してよいか☑を入れてください。両方の場合、両方とも☑を入れてください。☑を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。)

士業団体への登録番号記入欄

| | |
|-------------|--|
| 公認会計士研修登録番号 | |
| 税理士登録番号 | |

同意しません。

(同意しない場合、公認会計士にあつては受講者ご自身から日本公認会計士協会へ、直接、研修単位等の認定の申請をお願いします。)

※本同意は、本申込書によってお申込みされた研修のみ有効とします。次年度等の研修においても引き続き同意される場合には、当該申込書においても同意しますに☑を入れてお申込みください。

注意事項

【集合研修・リモート研修を希望する方】

集合研修及びリモート研修についての開催日等の詳細な内容につきましては、総務省政治資金適正化委員会事務局のホームページをご確認いただきますようお願いいたします。

開催日等のホームページ掲載後、上記申込記入欄に記入の上、電子メールによりお申込み下さい。なお、この申込をもって、リモート研修に係る個人情報の取り扱い(開催案内に記載)について同意したものといたします。

【個別研修を希望する方】

個別研修を希望する方は、個別研修の申込記入欄に記入の上、電子メールにより研修希望日の1週間前までにお申し込みください。

記入いただいた連絡先は、研修受講に当たり使用し、その他の目的のために使用することはありません。

【申込・問い合わせ先】総務省政治資金適正化委員会事務局

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館9階

TEL: 03-5253-5598(直通)

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

質問事項欄

※ 研修の「質疑」は、本用紙において記入いただいた質問事項についてとりまとめの上、回答する方式としますので、政治資金監査に関して質問事項のある方は、上記の質問事項欄に具体的にご記入ください(集合研修を受講する方のみ)。

～ 登録事項に変更のある方へ ～

※政治資金規正法第19条の21の規定により、登録を受けた事項に変更を生じたときは、変更の登録を申請しなければなりません。

登録政治資金監査人変更登録申請書の添付書類について

変更に係る事項が下記のいずれかに該当する場合には、登録事項の変更の確認のため、次に掲げる書類を提出してください。

1. 氏名、本籍の変更に係るものは、その事実を証する戸籍抄本（変更登録申請日前3ヶ月以内に作成されたもの）
2. 住所の変更に係るものは、その事実を証する住民票の写し（変更登録申請日前3ヶ月以内に作成され、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
3. 政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する旨の変更に係るものは、その他の弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面（日本弁護士連合会、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会が発行した証明書で、変更登録申請日前3ヶ月以内に作成されたもの）

※ 氏名、事務所の名称又は事務所の所在地に変更がある場合は、登録政治資金監査人証票を再交付するため、登録政治資金監査人証票と申請者の写真1葉（無帽、無背景、縦2.8cm、横2.4cm、撮影後3ヶ月以内のもの、裏面に氏名を記入）を併せて提出してください。

（参考）変更登録申請に必要な添付書類一覧表

| 変更事項 \ 添付書類 | 戸籍抄本 | 住民票の写し | 士業の証明書 | 監査人証票 | 写真1葉 |
|--------------------------------|------|--------|--------|-------|------|
| 氏名 | ○ | — | — | ○ | ○ |
| 本籍 | ○ | — | — | — | — |
| 住所 | — | ○ | — | — | — |
| 電話番号 | — | — | — | — | — |
| 政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する旨 | — | — | ○ | — | — |
| 事務所の名称 | — | — | — | ○ | ○ |
| 事務所の所在地 | — | — | — | ○ | ○ |
| 事務所の電話番号 | — | — | — | — | — |

注：戸籍抄本、住民票の写し及び資格証明書については、コピーしたものではなく、原本を添付してください。

登録政治資金監査人変更登録申請書

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所
(変更後又は現在)

事務所
所在地等
(変更後又は現在)

(登録番号第 号) 登録政治資金
監査人氏名

登録政治資金監査人名簿に登録を受けた事項に変更が生じたので、政治資金規正法第19条の21の規定により、変更の登録を、下記のとおり申請します。

記

| 登録事項 | 変更後の内容 | | 変更前の内容 | 変更発生日 |
|---|--|------------------------|------------------------|-----------|
| ふりがな | | | | 平・令 年 月 日 |
| 氏名 | | | | 平・令 年 月 日 |
| 本籍 | | | | 平・令 年 月 日 |
| 住所 | 〒 TEL () | | 〒 TEL () | 平・令 年 月 日 |
| 政治資金規正法 第19条の18 第1項各号のい ずれかに該当す る者である旨、 その資格の取得 年月日及び 資格番号 | 政治資金規正法 第19条の18 第1項各号のい ずれかに該当す る者である旨 (いずれかに○) | 1. 弁護士 2. 公認会計士 3. 税理士 | 1. 弁護士 2. 公認会計士 3. 税理士 | 平・令 年 月 日 |
| | 取得年月日 | | | 平・令 年 月 日 |
| | 資格番号 | | | 平・令 年 月 日 |
| イ 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合 | | | | |
| 主たる 事務所 | 名称 | | | 平・令 年 月 日 |
| | 所在地 | 〒 TEL () | 〒 TEL () | 平・令 年 月 日 |
| 従たる 事務所 | 名称 | | | 平・令 年 月 日 |
| | 所在地 | 〒 TEL () | 〒 TEL () | 平・令 年 月 日 |
| ロ イに掲げる場合以外の場合 | | | | |
| 事務所 | 名称 | | | 平・令 年 月 日 |
| | 所在地 | 〒 TEL () | 〒 TEL () | 平・令 年 月 日 |
| 変更の理由 | | | | |

(添付書類) 変更の事実を証する書類 (イ又はロの変更の場合を除く。)

- (注) 1 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。
2 変更があった事項のみ記載すること。